

## 議会運営委員会

令和 5 年 8 月 2 9 日（火）

午前 9 時 5 9 分 開 会

○小川委員長 皆様、おはようございます。

それでは、ただいまより議会運営委員会を開催いたします。

本日は、令和 5 年第 3 回の尾鷲市議会定例会に係る議会運営委員会ということで、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の欠席通告者は、出産のため中里沙也加委員であります。

それでは、ここで市長より御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和 5 年第 3 回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第 3 9 号、尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、議案第 5 1 号、尾鷲市教育委員会委員の任命についてまでの議案 1 3 件でございます。

議案の内訳といたしましては、条例の一部改正が 3 件、補正予算及び決算関係の議案が 9 件と、尾鷲市教育委員会委員の任命についての同意案件が 1 件でございます。

また、報告第 3 号、令和 4 年度健全化判断比率及び令和 4 年度資金不足比率の報告についてと、報告第 4 号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和 4 年度事業報告及び決算についての報告が 2 件でございます。

これら提出議案の詳細につきまして、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○小川委員長 議題に入ります。

それでは、まず、提出議案について御説明願います。

○森本総務課長 それでは、今回提案しております議案等について御説明のほうさせていただきます。

議案書の 1 ページのほうを御覧ください。

議案第 3 9 号、尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部改正についてにつきましては、本市における放課後児童支援員の安定確保に努めるため、本市条例附則の一部改正を行うものでございます。

次に、3ページの議案第40号、尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきましては、児童福祉法の規定に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本市条例の一部改正を行うものでございます。

次に、5ページの議案第41号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づく、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、本市条例において一部改正を行うものでございます。

次に、7ページのほうの議案第42号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてから、10ページの議案第45号、令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの4議案につきまして、別冊の一般会計補正予算（第5号）主要事項説明にて御説明いたします。

お手元の一般会計補正予算（第5号）主要事項説明の1ページのほうを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表の記載のとおり、一般会計で6億1,901万2,000円、国民健康保険事業会計で1,950万2,000円、後期高齢者医療事業会計で655万7,000円をそれぞれ追加、病院事業会計では、歳入で100万円を増額、歳出で37万7,000円を減額し、これにより、各会計を含めた予算総額を198億7,810万3,000円とするものでございます。

それでは、一般会計から説明いたします。

2ページのほうを御覧ください。

歳入の主なものについて説明させていただきます。

9款地方特例交付金194万3,000円の増額は、交付額の確定によるものでございます。

10款地方交付税は、普通交付税の交付額確定により2億269万1,000円を増額するものであります。

14款国庫支出金4,190万3,000円の増額は、国市浜公園野球場造成工事に対する社会資本整備総合交付金4,000万円の追加が主なものでございます。

15款県支出金2,395万3,000円の増額は、本年度に創設されましたみえ

子ども・子育て応援総合補助金 2,341万5,000円の追加が主なものでございます。

17款寄附金 5万3,000円の増額は、市内の2名の方から御寄附をいただいたものでございます。

18款繰入金 330万7,000円の増額は、主なものといたしまして、みえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金 180万6,000円及び前年度精算金として、国民健康保険事業会計から 120万9,000円、後期高齢者医療事業会計から 29万2,000円をそれぞれ繰り入れるものでございます。

19款繰越金 3億1,196万2,000円の増額は、令和4年度決算に伴う繰越金であります。

20款諸収入 30万円の増額は、バイブズミーティング参加費の追加であります。

21款市債 3,290万の増額は、多目的スポーツフィールド整備事業債 4,100万の追加及び臨時財政対策債発行可能額の確定による 900万の減額が主なものであります。

次に、歳出であります。

3ページのほうを御覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりでございます。

このうち、主なものについて、次のページで御説明させていただきます。4ページを御覧ください。

総務費の一般管理費は、庁内ネットワークの更新に伴い、不要となるファイル無害化構築業務委託料 345万8,000円の減額が主なものであります。

また、庁舎管理経費は、福祉保健課空調設備改修工事請負費 127万8,000円の追加でございます。

財産管理費、基金積立金として、今補正に伴う財政調整基金積立金 4億6,913万1,000円のほか、前年度の基金充当事業の精算に伴う、それぞれの基金への積み戻し等でございます。

交通安全対策費は、台風7号により破損したカーブミラー修繕料 88万円の追加であります。

民生費は、各事業における前年度精算金の追加のほか、老人福祉費で台風7号により破損した聖光園外壁等修繕料 27万円の追加及び、5ページのほうにございます生活保護総務費の生活保護システム改修委託料 101万2,000円の増額が主なものであります。

衛生費は、予防費で新型コロナウイルスワクチン接種対策事業国庫負担金等の前年度精算金803万1,000円の追加が主なものでございます。

農林水産事業費は、管理費でバイブズミーティング開催時の植樹に係る経費30万円の追加であります。

商工費の観光費につきましても、バイブズミーティング開催時のPR等にかかる経費62万2,000円の追加のほか、台風7号により破損いたしました夢古道おわせ厨房ガラス修繕料7万3,000円の追加であります。

土木費は、公園費で台風7号関連の経費といたしまして、大曾根公園トイレ樋修繕料24万4,000円及び中村山公園等倒木撤去手数料45万8,000円の追加のほか、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した中村山公園流木伐採業務委託料123万5,000円の増額であります。

消防費は、非常備消防費で、台風7号により破損した消防団車庫修繕料29万7,000円の追加であります。

6ページを御覧ください。

教育費は、各項目において台風7号関連の修繕料を計上しているほか、小学校学校管理費で、給食センターの燃料費164万円及び消耗品費64万の増額、中学校学校管理費で、みえ子ども・子育て応援総合補助金を活用した尾鷲中学校生徒用防災ヘルメット購入費159万5,000円の追加、公民館費で、図書館冷暖房機器借上料127万6,000円の追加であります。

また、運動場管理費は、多目的スポーツフィールド整備事業に係る国市浜公園野球場造成工事請負費8,100万円の追加であります。

公債費は、令和4年度の起債額とその率の確定などにより、公債費元金で20万8,000円の増額、公債費利子で53万1,000円の減額でございます。

7ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、1,950万2,000円を追加し、歳入歳出総額を21億509万9,000円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金1,856万3,000円の増額、諸収入で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業推進交付金の93万9,000円の増額であります。

歳出は、総務費で国民健康保険税システム改修委託料372万9,000円の追加、基金積立金で財政調整基金積立金750万1,000円の増額、諸支出金で普通交付金及び特別交付金の前年度精算金として706万3,000円の追加及び事

業費等の精算による一般会計繰出金120万9,000円の増額により、合わせて827万2,000円の増額であります。

8ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は655万7,000円を追加し、歳入歳出総額を6億8,670万5,000円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金655万7,000円の増額であります。

歳出は、広域連合負担金626万5,000円の増額、諸支出金で、事務費等の精算による一般会計繰出金29万2,000円の増額であります。

9ページを御覧ください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出のうち、支出において、前年度取得した医療機械の資産額が確定したため、減価償却費を減額することにより、医業費用を8万7,000円減額するものであります。医業外費用は、前年度に借り入れた企業債の利率が確定したことにより29万円減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入において、附帯設備整備事業債の増額により、企業債を100万円増額するものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

1件の追加であります。これにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりでございます。

補正予算関連議案の説明は以上でございます。

次に、議案書に戻っていただき、11ページのほうを御覧ください。

議案第46号、令和4年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、13ページの議案第48号、令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの3議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第49号、令和4年度尾鷲市病院事業会計決算の認定についてと、議案第50号、令和4年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての2議案につきましても、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

また、決算に係る歳入歳出決算主要説明書、決算参考資料、主要施策の成果及び

実績報告書、決算審査意見書等につきましては、タブレットにて掲載させていただいておりますので御参照ください。

次に、議案書の16ページのほうを御覧ください。

議案第51号、尾鷲市教育委員会委員の任命についてにつきましては、北裏佳代氏の任期が本年9月30日任期満了となることから、教育及び文化に関し識見を有している北裏佳代氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次ページに経歴等を掲載させていただいております。

次に、議案書の18ページを御覧ください。

報告第3号、令和4年度健全化判断比率及び令和4年度資金不足比率の報告についてにつきましては、本市の令和4年度決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告させていただくものでございまして、19ページのとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じておりません。

次に、議案書の20ページ、報告第4号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和4年度事業報告及び決算についてにつきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり報告するものでございます。

以上が提出議案の御説明とさせていただきます。

- 小川委員長 説明は以上のとおりであります。ただいまの説明に対しまして質疑などございましたら御発言願います。何かございませんか。
- 南委員 すみません、常任委員会のほうで聞いたらええことなんですけれども、今、説明をいただいた一般会計の補正予算の主要事項説明の5ページ、よろしいですか。

単純なことなんやけど、教えてほしいんですが、商工費のバイブズミーティングってあるでしょう、62万2,000円。これの観光費の下段の社会福祉協議会会費とバイブズミーティングってどういう関わりがあるのか、それだけ、1点だけ。

- 下村副市長 社協さんのバスをお借りすることになっておるんですけど、社協さんの会費というんですか、登録するのに負担金みたいなのが要るそうで、バスをお借りするために、年間の会費というのが、それがこの1万円ということを知って

おります。

○南委員 分かったんですけど、そうすると、社協のバスを借りる上において、会費とはどういう、どんな理解したらいいんやろうね、バイブズが。

○下村副市長 まず、夢古道の湯を利用するというので、市のマイクロバスと社協のバス2台を活用しまして、お客さんを輸送するというので、社協さんのバスをお借りするために、バスを借りるためには年会費というのが必要になるということで、今回1万円の会費を支出させていただくものです。

○南委員 じゃ、1回きりの年会費ってことですね、そうすると。分かりました。

○小川委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小川委員長 ないようですから、次に、会期及び議事日程(案)について、事務局長、御説明願います。

○高芝議会事務局長 それでは、会期及び議事日程(案)について、説明させていただきます。

会期は、9月5日火曜日から9月27日水曜日までの23日間でございます。

会議はいずれも午前10時開会とさせていただきます。

9月5日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明、審議留保、これは先ほど執行部から説明がございました議案第39号、尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、議案第50号、令和4年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてまでの計12議案についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは議案第51号、尾鷲市教育委員会委員の任命についての人事案件についてでございます。後ほど、委員会付託を省略する取扱いでよろしいか、御協議のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、報告、質疑、これは報告第3号、令和4年度健全化判断比率及び令和4年度資金不足比率の報告についてと、報告第4号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和4年度事業報告及び決算についての報告2件についてでございます。

次に、9月6日水曜日から8日金曜日までは議案調査、9日、10日は土日のため休会となります。11日月曜日午前10時より本会議を再開していただきまして、5日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、常任委員会に付託していただき、その後、一般質問に入らせていただきます。

14日木曜日から土日などを挟みまして25日月曜日まで行政常任委員会を開催

し、付託議案及び所管事項の審査を行っていただきます。

26日火曜日は予備日とし、27日水曜日午前10時から本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

委員長、引き続き各発言通告書について説明させていただいてよろしいですか。

○小川委員長　　どうぞ。

○高芝議会事務局長　　ありがとうございます。

それでは、各発言通告書の提出期限のほうでございますが、まず、一般質問発言通告書提出議案につきましては、申合せによりまして、9月6日水曜日の午前11時まで、次に、議案質疑発言通告書提出期限は、議案第51号、報告第3号及び報告第4号につきましては、9月4日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては、9月6日水曜日の午前11時まで、次に、討論発言通告書提出期限は、議案第51号につきましては9月4日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては、9月26日火曜日の午前11時までとさせていただきます。

また、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○小川委員長　　ただいまの説明に対し、何か御質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小川委員長　　それでは、次に、行政常任委員会における決算関連議案に係る説明員の出席について御説明願います。

○森本総務課長　　行政常任委員会における決算関連議案に係る説明員の出席予定でございますが、これまでと同様に、市長と副市長を除く、担当課長で対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ただし、決算審査意見書の総評のみ、市長、副市長においても出席ということで、取扱いのほうをお願い申し上げます。

○小川委員長　　要望があった場合は出席してくれるんですね。

○森本総務課長　　はい。よろしくお願いいたします。

○小川委員長　　それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小川委員長　　他に何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

